

奈良県庁障害者就労支援実行計画

〈中間報告（概要）〉

～ 奈良県庁が事業所として障害者の就労支援のために取り組むこと ～

○ 計画の趣旨

県が、率先して障害者雇用を促進するための取り組みを行う必要があるとの認識に基づき、昨年12月に立ち上げた庁内連絡会議を、今年度「奈良県庁障害者就労支援実践会議」として、県庁における障害者就労支援をより強力に進めるため、県が一事業所として何ができるのかを考え、具体的に取り組むための実行計画を策定することとした。

この計画は、以下の5つの章からなり、各事項ごとにワーキンググループを設置し検討を行っているところであり、概要は以下のとおり。

I 障害者雇用及び実習に係る受入れ

1. 現状分析

(1) これまでの取り組み状況

① 障害者雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、平成19年4月1日現在の障害者雇用率は、知事部局等で、法定雇用率を達成しているものの、教育委員会では法定雇用率を下回っている状況である。

② 実習に係る受入れ

知事部局においては、障害福祉課が受入れ窓口となり、また、教育委員会においても、教育研究所で特別支援学校の生徒を受け入れている。

(2) 現存する課題

① 障害者雇用

法律の趣旨を尊重し、法定率を充たすよう引き続き努力する必要がある。

② 実習に係る受入れ

実習受入れは、未だ少人数であるとともに、受け入れ所属も一部の所属に留まっているのが現状で、受入れ人数、受入れ所属の拡大を図ることが必要と考える。

③ 実習可能な障害者数

特別支援学校の卒業生のうち、一般就労に至っている者の人数を考慮すると、現状では、そう多いとは想定されない。実習の受入を行いつつ、実習受入に係るニーズを把握しながら、目標値についても適宜見直すこととする。

2. 目標値の設定

(1) 目標として取り組む事項

- ① 就労移行のためには、職場実習による体験を通じた就労への意識付けが有効であると言われている。このため、実習についても、従来よりも積極的な受入れを行うこととする。

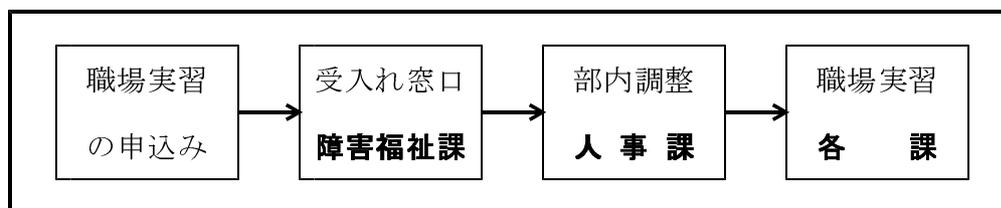
- ② 障害者の雇用及び実習生を県庁で受入れる際に、県職員に対し、知識や理解を深めるための啓発、意識醸成のための研修機会を設ける。

(2) 今後の取り組み目標

	年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受入目標	障 害 福 祉 課	10名	10名	10名
	障害福祉課以外	10名	20名	20名
	合 計	20名	30名	30名

3. 実施方策

<実習受入れの流れ>



※ 職場実習の申し込みについては、特別支援学校については各学校を通じて、福祉施設からの申し込みについては、障害者就労・生活支援センターを通じて行う。

4. 実習終了後の報告

実習の結果等については、受け入れ先となった課と連携し、障害福祉課から特別支援学校あるいは障害者就労・生活支援センターに報告する。

II 障害者施設等への優先発注

1 現状分析

(1) これまでの取り組み状況

① 随意契約の対象範囲の拡大

地方自治法施行令の一部改正（第167条の2第1項第3号の新設）により、障害者施設等からの物品購入が随意契約であることが可能となった。

さらに、役務の提供についても随意契約の対象に加えられた。

② 本県契約規則の改正等

奈良県契約規則を一部改正（奈良県契約規則第16条の2の新設）し、3号随意契約を締結する場合の手続を定め、発注の見通し・事前・事後の公表を各所属において実施することとした。

- ③ 随意契約の発注実績
 - ・ 3号随意契約を適用して随意契約をした実績はない。
 - ・ 1号（少額）随意契約を適用して洗濯業務委託など障害者施設等との契約実績は2件にとどまっている。

(2) 現存する課題

障害者施設等からの物品購入等の契約実績は、前述のとおり極めて少ない状況である。この主な原因は、次の4点が考えられる。

- ① 地方自治法施行令改正の認識が不十分
- ② 障害者施設等（発注先）の情報不足
- ③ 契約規則に定める手続等、3号随意契約事務を進めるに当たっての事務マニュアルがない。
- ④ 各所属が求める物品及び役務の予定情報が障害者施設等に提供されていない。

2 取り組み目標

今後の取り組み目標として、各所属及び障害者施設等への情報提供を充実するとともに事務手続きを定めて発注の実績につなげていく。

3 実施方策

- (1) 障害者施設等の情報提供等
障害者施設等の物品・役務の情報や各所属の発注情報について、ホームページで周知を図る。
- (2) 事務マニュアルの作成
- (3) 契約実績の把握
3号随意契約の利用を促進するため、各所属の実績を定期的に把握する。

Ⅲ 障害者雇用企業への優遇制度

1. 現状分析

- (1) これまでの取り組み状況
 - ① 土木部公共工事契約課
土木工事等の入札参加資格審査において、障害者雇用業者に評価点の加算措置を実施（H20・21年度分～）。（実績：34社/約2600社）
 - ② 総務部管財課、教育委員会教育研究所
清掃業務委託契約において、障害者就労を条件づけ（H20年度～）
 - ③ 会計局総務課
ア 庁舎管理業務について、県内登録業者の障害者雇用状況を調査（H20.1.28付け）

イ 「庁舎管理（清掃・警備等）業務委託の入札参加資格について」に関し、質疑応答形式により、入札参加条件において障害者雇用に取り組んでいる企業を優遇することは差し支えない旨、全庁に通知（H20.2.19 付け）

（２）現存する課題

① 発注時における優先的な取扱いの拡大

ア 土木工事等の入札参加資格審査の取扱い

登録業者約 2,600 社中該当事業所が 34 社と非常に少ない状況。

イ その他の発注時における優先的な取扱い

範囲や方法、さらには対象企業の確認等について一定のルール化が必要となる。

② 契約時における障害者就労を条件とすることの拡大

委託契約の規模及び業務内容並びに作業人数等を考慮し、障害者就労を条件付けすることへの懸念が障害者就労を条件とする契約が拡大しないことの課題であると考えられる。

③ その他の優遇制度の検討

障害者雇用企業への優遇制度については、発注に関するものが一般的であるが、幅広い検討が必要である。

２．課題に対する改善方策の検討

① 発注時における優先的な取扱いの拡大

ア 土木工事等の入札参加資格審査の取扱い

土木工事等の入札参加資格審査の取扱いについて、障害者雇用が進められるよう、業界に働きかけていく。

イ その他の発注時における優先的な取扱い

物品調達等の発注時における優先的な取扱いについては、他県において、例えば、指名競争入札の際に障害者を多数雇用している企業を他の企業に優先して指名するなどの状況を参考にするとともに、国の動向も踏まえ、検討を進める。

② 契約時における障害者就労を条件とする委託業務の拡大

条件づけに関して、一律のルール化をすることは困難であるが、条件付けすることが難しいと感じている所属においても、課題解決に向けた検証をしていく。

③ その他の優遇制度の検討

発注以外の優遇制度として、障害者が働く場の提供に係る支援が考えられる。

（例）ビジネス・インキュベータの検討

IV 障害者施設等への技術的支援

1. 現状分析

(1) これまでの取り組み状況（平成18年度～平成20年7月時点における状況）

① 技術的支援の現状

県から障害者施設等に対して技術的支援がなされたものは、2事例あった。

② 県からの技術支援等の事例

- ・商工業品部門：土鈴の開発
- ・農林業部門：イチゴ栽培に関すること

(2) 現存する課題

① 技術支援の必要性

各種の技術的支援に関して、今後は以下のような要望があると考えられる。

- ・授産品の販路拡大、ニーズを把握するためのマーケティング関係
- ・デザイン、大量生産に係る技術（障害者の作業効率の向上に資するもの等）
- ・農林産物の栽培・加工に係る技術

② 技術支援に係るミスマッチ

これまでは、障害者施設等において、県から技術支援を受けられるという考えがあまりなく、また、県側においても障害者施設等に対して障害者の就労支援という観点から、技術的支援を行うという意識に乏しかった。

2. 課題に対する改善方策の検討

(1) 授産品の積極的な開発

① 特定非営利活動法人 奈良県社会就労事業振興センターの発足

大量の注文に対して、従来一施設では困難であったような受注への対応。

今後は、施設間での技術の平準化と、全体の技術水準の引き上げが一層求められる。

② 技術的支援の必要性の高まり

品質の向上、均一化、大量受注が対応可能となるような技術的支援を必要とする事例が、これまで以上に発生するものと想定される。

また、販路拡大のためのマーケティングやデザイン等に関しても、技術的支援が必要になる場合が考えられる。

(2) 技術的支援の実施方策

① 振興センターとの連携

県と振興センターが連携し、県の技術的支援に関する相談窓口を、常に発信・周知しておくことで、技術的支援を実施しニーズに対応する。

② ホームページ等による周知

県の業務及び事業の中で技術的支援に該当するものを、県ホームページ及び広報誌等を活用して周知に努める。

V 県有施設及び県主催イベントにおける授産品販売機会の確保

1. 現状分析

(1) これまでの取り組み状況（平成20年7月現在）

- ① 県庁舎屋上のリニューアル式において授産品の販売を実施。
- ② 平成20年度より、(財)奈良県職員互助会の運営する展示コーナーを無償で提供。他

※ 「IV 障害者施設等への技術的支援」の章において事例紹介した、土産物新商品は、奈良県商工観光館（近鉄奈良駅すぐ）の産業総合展示コーナーにおいて展示中。

(2) 現存する課題

- ・認識と周知。
- ・県有施設の使用手続き等に関して、全庁的な統一の取扱いルールを確立し、使用許可等が迅速に行えるようにすることも必要である。
- ・振興センター及び社会福祉法人等が設置運営する障害者施設等からの使用に関してはその公益性を勘案し、所要の使用料減免措置等も併せて検討する必要がある。

2. 目標設定

授産品の販売を行うことを検討する、県及び県関係団体が主催するイベントを目標として設定する。

なお、いずれのイベントにおいても、授産品販売に係る会場の使用許可等を会場管理者から得るための調整等が必要である。

(1) 今後、新たに取り組むイベント

- ① こども家庭局少子化対策室
「家族・地域のきずな」(平成20年11月16日)
- ② 農林部マーケティング課
「食と農(みのり)のフェスティバル」(平成20年10月25～26日) 他

〈その他の取り組み〉

ワーキンググループにおいて大規模なイベントに限らず、通常業務の範囲内で一般県民等が集まる行事（研修会や講習会等）あるいは、各所属において、所属の職員を対象とした弁当やパン等の物品の販売も可能か検討を重ねている。